| | |
|---|---|
| 3 陸上に開設する二以上の地球局のうち、高度六〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。 | ［新設］ |
| 一　一般的条件 | |
| イ　制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。 | |
| ロ　制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。 | |
| ハ　周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。 | |
| ニ　自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。 | |
| ホ　他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。 | |
| ヘ　送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。 | |
| 二　送信装置の条件 | |
| 四〇kHz帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、第四十九条の二十三の五第二号に規定する値とする。 | |

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第76　略］

第77　第49条の23の５及び第54条の３第３項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第76　同左］

［新設］

**別表第三号**（第７条関係）

［１～41　略］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56及び67の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［43～67　略］

68　第49条の23の５及び第54条の３第３項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

69　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から68までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

**別表第三号**（第７条関係）

［１～41　同左］

42　宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41及び56の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［43～67　同左］

［新設］

68　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から67までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。